

業務指示書

ベトナム国持続的自然資源管理プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限： 2015年9月16日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 早山 恒成 Soyama.Tsunenari@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年9月24日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 各までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の小項目について補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先行官団体の調査参加コンサルタント

その他の補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：持続的森林管理及び生物多様性保全に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／持続的森林管理）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：持続的森林管理に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 協働管理】

- 1) 類似業務の経験：保護区管理に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 REDD+行動計画作成】

- 1) 類似業務の経験：REDD+計画作成に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年10月9日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

(○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

機材調達費

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(VND1 = 0.0055 円, US\$1 = 121.81 円, EUR1 = 136.20 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：10月13日(火) ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- (○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/持続的森林管理
協働管理
REDD+行動計画作成

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

59.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年10月26日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
ベトナム国持続的自然資源管理プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/持続的森林管理	(24.00)	(9.00)
ア) 類似業務の経験	9.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(9.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(6.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6.00	6.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 協働管理	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： REDD+行動計画作成	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

ベトナムは南北に細長く地形や気候が変化に富んでおり、多様な生態系を有する。1943年に43%であった森林率は、農地転用・違法伐採等により1995年に28%まで減少し、その後の植林・森林保全政策によって現在は40%近くまで回復しているが、面積だけではなく質の向上や持続的管理が求められている。また、人口の2割以上(約2500万人)が森林等の自然資源に依存した生活を送っており、自然資源の持続的な管理は、環境保全の面のみならず、グリーン成長や貧困削減、地方開発においても重要な課題である。

特に、首都ハノイを含む紅河デルタの水源林として重要な北西部地域の森林は、本来は豊富な木材・特用林産物資源と高い水源涵養機能を有していたが、貧困率の高さと山岳少数民族の農業習慣に起因する焼畑耕作や農地転用などから、その劣化が依然として激しく対策が急務である。JICAは北西部のディエンビエン省において、省REDD+行動計画の策定とそのパイロット実施によって、REDD+を通じた持続的な森林管理の支援を行ってきたが、この取り組みをディエンビエン省全体や北西部の他3省へ広げていくことが重要である。

また、中部高原のラムドン省のビズップ・ヌイバ国立公園は、亜熱帯高山気候の多様な森林生態系を有し、多様性に富んだ動植物が生息しているが、同公園の内外に居住する住民(多くが少数民族)による森林の農地転用等により、貴重な生物多様性が脅威にさらされている状況である。JICAは同公園周辺地域の住民と同公園管理局との協働管理体制の構築を支援してきたが、同公園内部に暮らす住民との協働管理体制の構築や、これら取り組みを周辺省の国立公園・保護区へ波及させることによって、将来的には地域全体¹として保全を進めていくことが重要である。

他方、政策を策定する中央省庁とそれを実施する地方省との間で乖離があり、政策が策定されたものの実施されない、実施の結果が政策に反映されないという問題が生じている。また、森林を中心とした自然資源管理には、農業・農村開発省(MARD)と天然資源環境省(MONRE)が関わるが、これら2省庁間で生物多様性情報の共有が不十分など中央省庁間での課題もある。国全体として森林を中心とした自然資源管理を持続的に進めるためには、中央と地方の間及び中央省庁間の協働関係を構築していく必要がある。

ベトナム政府は、森林を中心とした自然資源の持続的な管理を推進するため、2012年に森林保護開発計画(2011~2020年)を改訂し、①森林率45%(2020年)、②森林の生産性・質の向上、③地域住民の貧困削減への寄与、④国営森林企業の改革を目標として、具体的には森林分配の推進、森林環境サービス支払い制度(以下、PFES)²の導入、植林推進のための融資制度の活用等の手法を用いて、同計画を実施している。さらに、昨今の国内外の状況(市場経済の活発化、REDD+等国際的イニシアティブ等)を踏まえ、2013年には森林保護開発法(2004年改訂)の改訂要否を検討するためのレビューと森林セクター改革の実施が

¹ 現在、ラムドン省のビズップ・ヌイバ国立公園をコアゾーンとしたランビエン生物圏がUNESCOの人と生物圏プログラム(MAB)に登録されているが、将来的に同生物圏を拡大し、隣接する国立公園・保護区を含めることを目指している。

² 森林環境サービス支払い制度(PFES):水力発電業者、観光業者等の森林環境サービスの利用者が森林所有者である地域、組織、個人等に森林保全のための資金を支払う制度。

決定された。

JICA は、上記の課題解決を支援するため、4件の技術協力プロジェクト（ディエンビエン省 REDD+パイロットプロジェクト、北西部水源地域における持続可能な森林管理プロジェクト、ビズップ・ヌイバ国立公園管理能力強化プロジェクト、国家生物多様性データベースシステム開発プロジェクト）と1件の個別専門家派遣（森林プログラムアドバイザー）による協力を展開してきた。

ベトナム政府は、これら JICA 協力の成果を自然資源管理にかかる主要政策の改訂プロセス（上記、森林保護開発法改正・森林セクター改革）や REDD+関連政策に反映すること、さらに同協力成果の他地域への展開を進めていくことを期待して、政策支援と現場支援、農業・農村開発省と天然資源環境省との連携促進を包括的に実施する技術協力を要請し、「持続的自然資源管理プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）として採択された。本プロジェクトは、上記の各先行協力の成果を統合、発展することを企図しており、JICA 国別分析ペーパーにおけるプログラム「自然環境保全」の主要な協力として、同プログラムにおける有償資金協力等とも相乗効果が期待されるものである。

JICA は 2014 年 6 月～2015 年 1 月に複数回の詳細計画策定調査を実施し、協力のフレームワークについてベトナム政府と合意し、2015 年 7 月 9 日にその内容を示した討議議事録 (R/D : Record of Discussions) の署名・交換を行った。

これに基づき、2015 年 8 月より 2020 年 8 月までの 5 カ年の期間で、MARD 及び MONRE 等をカウンターパート(C/P)として、本プロジェクトが実施される予定である。本プロジェクトにおいては、JICA は長期専門家としてチーフアドバイザー、サブチーフアドバイザー/REDD+、森林政策/業務調整の 3 名を MARD に派遣予定である。加えて、国家生物多様性データベースの利活用促進等の分野での短期専門家の派遣も計画している。これらの専門家派遣に加えて本業務が実施されることから、本業務においては、長期専門家及び短期専門家と十分な連携を図りつつ、協力して、プロジェクト目標の達成のために必要な業務を行うことが求められている。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

持続的自然資源管理プロジェクト

(2) 上位目標

自然資源に依存した生活を送る人々に多面的便益を与える持続的な自然資源の管理が促進される。

(3) プロジェクト目標

持続的自然資源管理に必要な関係者（農業・農村開発省森林総局、天然資源環境省生物多様性保全局、5 地方省）の能力が強化される。

(4) 期待される成果

◆成果1【コンポーネント1：政策】

自然資源管理に関する主要政策の形成と実施が促進される。

- 1-1 森林セクター改革や国家 REDD+行動プログラム等の持続的森林管理に資する政策が推進される。
- 1-2 生物多様性に関するデータベースシステム（MARD 森林管理情報システム、MONRE 国家生物多様性データベース）の利用が関係者（MARD、MONRE、地方省）間で推進される。
- 1-3 持続的森林管理/REDD+（コンポーネント2）の成果、MONRE と連携した生物多様性（コンポーネント3）の成果が政策形成・実施に活用される。

◆成果2【コンポーネント2：持続的森林管理/REDD+】

省 REDD+行動計画の実施を通じて持続可能な森林管理が推進される。（ディエンビエン省、ライチャウ省、ソンラ省、ホアビン省）

- 2-1 ディエンビエン省の省 REDD+行動計画の実施能力が高まる。
- 2-2 パイロット活動の実施とディエンビエン省の知見の共有によって、ライチャウ省、ソンラ省、ホアビン省の省 REDD+行動計画が策定・実施される。

◆成果3【コンポーネント3：生物多様性】

ビズップ・ヌイバ国立公園を中心とするランビエン生物圏（Langbiang Biosphere Reserve: LB-BR）の持続的保全と管理のための統合的な協働生態系管理システムが構築される。

- 3-1 ランビエン生物圏の管理と運営に必要な組織的な枠組み（総合的な協働生態系管理の枠組み）が確立される。
- 3-2 ランビエン生物圏のコア及びバッファーズーンの森林生態系の保全ツールとして、便益配分メカニズムを含んだ協働管理合意書が改訂される。
- 3-3 森林及び生物多様性のモニタリング結果が、ランビエン生物圏のコア及びバッファーズーンの管理に活用される。

◆成果4【コンポーネント4：知見共有】

関係者の間で、成果1～3を通じて得られた知見の融合と共有が進む。

(5) 活動の概要

※以下の活動については、「別紙1統合版PDM（英語版）」に対応して記載している。

◆成果1【コンポーネント1：政策】に係る活動

以下の活動のうち、1-1-4、1-2及び1-3は、コンサルタントによる技術的バックアップ・作業支援のもと、長期専門家等が主体的に実施する。また、1-1-6については長期専門家等の助言を得つつコンサルタントが主体となって実施する。なお、1-1-1、1-1-2、1-1-3、1-1-5

は長期専門家等が主体となって実施する。

1-1 持続的森林管理に資する政策の形成と実施を支援する。

1-1-1 森林保護開発法のレビューとドラフト作成を支援する。

1-1-2 森林セクター改革実行計画の実施を支援する。

1-1-2-1 種子・苗木の生産と供給システムの改善

1-1-2-2 大径木を含めた高品質材生産システムの改善

1-1-2-3 林業セクターへの投資促進のための官民パートナーシップ促進への支援

1-1-3 森林セクター支援パートナーシップの促進を支援する。

1-1-4 国家 REDD+アクションプログラムの促進を支援する。

1-1-5 必要に応じて、その他森林政策を支援する。

1-1-6 世銀等他ドナーと連携し、中部沿岸部 6 省の REDD+成果払い資金獲得に向けた取組を支援する。

1-2 森林管理情報システム (FORMIS) や国家生物多様性データベース (NBDS) など生物多様性に関連するデータベースシステムの利活用を支援する。

1-2-1 天然資源環境省の国家生物多様性データベース (NBDS) の利活用を支援する。

1-2-2 関係省の生物多様性情報の蓄積を支援する。

1-3 持続的森林管理・REDD+に関するコンポーネント 2 の成果と、天然資源環境省との連携による生物多様性に関するコンポーネント 3 の成果の政策の形成・実施への活用を支援する。

◆成果 2【コンポーネント 2：持続的森林管理／REDD+】に係る活動

以下の活動については長期専門家等の助言を得つつコンサルタントが主体となって実施する。

2-1 ディエンビエン省における省 REDD+行動計画の実施を支援する。

(2-1-0 省プロジェクト管理ユニットを再設立する。)

2-1-1 北西部水源地域における持続可能な森林管理プロジェクト (SUSFORM-NOW) のパイロットコミュニティ (ムオンファン、ムオンムオン) の活動をモニタリングし、必要に応じて技術的な支援を行う。

2-1-2 新しく選出されたパイロットコミュニティにおいて省 REDD+アクションプランに基づく REDD+活動を計画・実施する。

2-1-3 省森林モニタリングシステムの実施能力を高める。

2-1-4 知見と経験の 3 省 (ライチャウ、ソングラ、ホアビン) との共有を促進する。

2-1-5 必要なフォローアップ活動を実施する。

2-1-6 省内他地域での将来の REDD+活動に活用できるように 2-1-1 から 2-1-5 の活動による成果と教訓を取り纏める。

2-2 ライチャウ省、ソンラ省、ホアビン省における省 REDD+行動計画の策定・実施を支援する。

2-2-1 省プロジェクト管理ユニットを設立する。

2-2-2 各省で必要な情報を収集・分析する。

2-2-3 各省のパイロットサイトで REDD+活動を計画・実施する。

2-2-4 各省で省森林モニタリングシステムの実施能力を高める。

2-2-5 各省で省 REDD+アクションプランを策定する。

2-2-6 必要なフォローアップ活動を実施する。

2-2-7 各省内他地域での将来の REDD+活動に活用できるように 2-2-1 から 2-2-6 の活動による成果と教訓を取り纏める。

◆成果3【コンポーネント3：生物多様性保全】に係る活動

以下の活動については長期専門家等の助言を得つつコンサルタントが主体となって実施する。

3-1 ランビエン生物圏の管理と運営に必要な組織フレームワーク（統合的な協働生態系管理フレームワーク）を確立する。

3-1-1 関係者との協議を踏まえ、生物圏管理組織を公的文書により構築する。

3-1-2 生物圏管理組織によるランビエン生物圏5カ年管理計画の策定を支援し、同計画の実施を定期的にモニタリングする。

3-1-3 近隣省の森林所有者や省農業・農村開発局と共に情報共有ワークショップや研修コースを実施する。

3-1-4 次期5カ年管理計画を含んだ周辺省へのランビエン生物圏拡大のためのロードマップを作成する。

3-2 ランビエン生物圏のコア及びバッファーズーンの森林生態系の保全ツールとして、受益配分メカニズム（BSM）を含んだ協働管理合意書（CMA）を改訂する。

3-2-1 地域住民の生計向上のために、環境に優しい生計向上オプション(EFLO)、住民主導型エコツーリズム(CBET) 及び地場産物の販売にかかる計画・戦略を策定する。

3-2-2 BSM を含んだ CMA をレビュー・改訂し、パイロット村で試行実施する。

3-2-3 研修コースを開催し、既存ガイドライン・マニュアルを改訂する。

3-2-4 コア及びバッファーズーンにおける BSM を含んだ CMA 導入のための法的文書を草案する。

3-3 ランビエン生物圏のコア及びバッファーズーンの管理のために森林生態系及び生物多様性のモニタリング結果の活用を推進する。

3-3-1 コア及びバッファーズーンにおける森林のベースラインデータ、コアゾーンにおける生物多様性のベースラインデータを整備する。

3-3-2 コア及びバッファーズーンの森林状況とコアゾーンにおける生物多様性状況を定

期的にモニタリングする。

3-3-3 ランビエン生物圏の管理とデータベースシステム（FORMIS 及び国家生物多様性データベース）の開発のために森林及び生物多様性データを活用する。

3-3-4 研修を実施し、既存のデータベースに係るガイドライン・マニュアルを改訂する。

◆成果4【コンポーネント4：知見共有】に係る活動

以下の活動については長期専門家の技術的バックアップ・作業支援を行う。

4-1 プロジェクトによって得られたデータや情報を FORMIS にリンク・統合する。

4-2 プロジェクトによって得られた成果や教訓を関係者に共有する。

4-3 プロジェクトの結果を広報する。

3. 業務の目的

「持続的自然資源管理プロジェクト」に関し、本プロジェクトに係る R/D に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標の達成に資する。

4. 業務の範囲

本業務は、「2. プロジェクトの概要」に示した協力の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 農業・農村開発省、地方5省、天然資源環境省との連携

本プロジェクトは、主要なカウンターパート（C/P）を農業・農村開発省の森林プロジェクト管理委員会及び森林総局としている。他方、現場活動では地方の5省（ディエンビエン、ライチャウ、ソンラ、ホアビン、ラムドン）、生物多様性情報に関する部分は天然資源環境省の生物多様性保全局も C/P となる。よって、中央と地方間、省庁間で十分に連携の上で各事業を進める必要がある。

(2) 長期専門家及び短期専門家との連携

本プロジェクトに派遣される3名の長期専門家（2015年8～9月に着任予定）及び短期専門家（国家生物多様性データベースの利活用支援等）と十分な連携を図りつつ、プロジェクトの目標達成のために業務を行うこととする。

(3) 持続的森林管理と生物多様性保全に共通する知見の活用

本プロジェクトは、成果 2 として北西部での持続的森林管理/REDD+、成果 3 として中部高原での生物多様性保全を主要な現場活動として含んでいる。持続的森林管理/REDD+と生物多様性保全は切り口が違うものの、地域住民との関係、代替生計手段の確保による自然資源への開発圧力軽減、リモートセンシングを活用した森林生態系の管理、PFES の活用、村落基金の活用等、共通する知見がある。これら知見、経験や教訓を両者の間で有効活用することとする。

(4) 有償資金協力事業との連携

JICA は森林関係の有償資金協力事業として、「保全林造林・持続的管理事業」、「気候変動対策支援プログラム」を現在実施中であり、また新たな有償資金協力事業を検討中であることから、これら事業との連携を十分に考慮する必要がある。

具体的には、中部沿岸部 11 省対象に実施中の「保全林造林・持続的管理事業」については、うち 6 省が世銀 Forest Carbon Partnership Facility の Carbon Fund (FCPF-CF) 対象省と一致している。本プロジェクトは、活動 1-1-6 として FCPF-CF の成果払い獲得に向けた取組を他ドナー等と協調して支援していくこととしており、その際、「保全林造林・持続的管理事業」との連携が重要となってくる。

また、検討中の新たな有償資金協力事業の基本コンセプトは本プロジェクトの成果を有償資金協力によりスケールアップしていくことである。同事業の実施が正式に確定した場合、各種調査との連携が必要となるとともに、事業開始後も現場での各種活動について連携が不可欠となる。

(5) REDD+に関する過去の協力成果の活用

JICA は「気候変動対策の森林分野における潜在的適地選定調査」(開発調査)を実施して、ベトナム全土の REDD+の参照排出レベル/参照レベル (REL/RL) の策定にも有効な衛星画像解析を通じた森林地図作成を支援した。また、「ディエンビエン省 REDD+パイロットプロジェクト」ではベトナム初となる省 REDD+行動計画 (PRAP) の策定を支援し、「北西部水源地域における持続可能な森林管理プロジェクト (SUSFORM-NOW)」では、ディエンビエン省の森林モニタリングシステムの構築や 2 コミューンにおける REDD+実証活動の実施等を通じて、ディエンビエン省における PRAP 実施の能力強化を支援した。

本プロジェクトの成果 1-1-4 及び成果 2 の REDD+にかかる活動においては、これら過去の REDD+関連協力の成果の活用を考慮する必要がある。特に、2015 年 6 月に実施した SUSFORM-NOW の終了時評価では、本プロジェクトでの活用を念頭に、省レベルの REDD+を実施するにあたって重要な教訓や提言を整理している。この教訓や提言を参考に、成果 2 の活動の詳細を計画する必要がある。

(6) UNFCCC への適合性および各取組間の整合性確保

本プロジェクトの成果 2 に関する取組については、国連気候変動枠組み条約 (UNFCCC) における REDD+の議論及び合意内容に適合した支援を基本とし、支援対象となる各種政

策・制度や技術手法も同要件に適合したものとする。REDD+は、最終的に国レベルでの完全実施を目指すものであるが、そのための段階的取り組みとして準国レベルでの実施を位置づけており、ベトナムにおいては省レベル（単一省あるいは複数省）での取組が準国レベルの単位となっている。

本業務では長期専門家と連携しつつ国レベルで REDD+の政策・制度構築を支援するとともに、長期専門家の助言を得つつコンサルタントが主体となって準国レベルとして北西部4省を対象とした REDD+実施支援を行う計画である。このため、両レベル間の整合性確保に留意し、実施アプローチ等に齟齬が生じないように配慮することが必要となる。

(7) 他ドナー等との連携

本プロジェクトでは、類似する活動を行っている他ドナー等との連携が極めて重要である。とりわけ、活動 1-1-6「世銀等他ドナーと連携し、中部沿岸部 6 省の REDD+成果払い資金獲得に向けた取組を支援する。」については、明年 1 月にベトナム政府が FCPF-CF に対して排出削減プログラム計画書（ERPD）を提出する予定となっていることから、本プロジェクトも世銀、UN-REDD 等と連携して ERPD 作成に協力していくことが急務となっており、コンサルタントは長期専門家の助言を得つつ迅速な対応を行っていくことが求められる。

(8) JCM 制度を活用した REDD+への側面支援

ベトナムは我が国との二国間クレジットメカニズム（JCM）に署名しており、同制度における REDD+の適用も可能性がある。このため、本プロジェクトにおいても、ベトナム政府の意向および民間事業者の実施責任を前提としつつ、可能な範囲で JCM・REDD+の推進について側面的に支援していくことが重要である。これらは長期専門家が主体的に担うが、コンサルタントは、適宜、必要が生じた際に作業支援を行う。

(9) 国家生物多様性データベースシステム開発プロジェクト（NBDS）の成果活用

本プロジェクトの先行案件（「ベトナム国家生物多様性データベースシステム開発プロジェクト」）において、ベトナム国家生物多様性データベース（第一世代）を構築し、ベトナム天然資源環境省(MONRE)環境総局(VEA)生物多様性保全局(BCA)が、同データベースの運用・管理を担当している。そのため、本プロジェクトの成果 3 に係る活動として実施予定である陸域生態系を対象とした基礎調査、モニタリング調査、及び同マニュアル作成については、BCA と密に連携の上、実施すること。モニタリング調査については、同調査実施の持続性確保の観点から、MARD や同地域の現場管理を担うビズップ・ヌイバ国立公園管理事務所が定期的に情報を収集している体制と手法（例えば、レンジャーの活用等）を考慮の上、ランビエン生物圏コアゾーン向けの調査実施体制につき検討する。また同調査の結果得られるデータの NBDS への入力については、入力作業の持続性確保の観点から、前述の調査実施体制及び手法も考慮した上で然るべきデータ入力責任機関を明確化した上で、研修等と通じた人材育成を進める必要がある。

(10) ラムドン省における先行案件の成果活用

本プロジェクトの先行案件（「ビズップ・ヌイバ国立公園管理能力向上プロジェクト」）では、パイロットサイトの住民と公園管理事務所、及びコミュン人民委員会との間で、公園周辺のバッファゾーンにおける森林保全の合意書に基づく協働管理モデルを構築した。本プロジェクトでは、同バッファゾーンモデルを更に改善し、保全対象となる森林の所有者（公園管理事務所、或いは流域管理事務所）の状況に応じたタイプごとの協働管理モデルを構築する。更に先行案件で対象としていなかったコアゾーン（公園内）における協働管理モデルも併せて構築する。また、便益分配メカニズムについては PFES による資金活用の可能性も含めて検討することとする。更に協働管理メカニズムの一環として、PFES の住民参加型モニタリングの実施可能性についても併せて検討する。

先行案件で構築した協働管理モデルの更なる発展のためには、省内の関係者が協働して森林生態系保全と地域住民の生計向上を総合的に取り組むための枠組み（プラットフォーム）の構築が必要であり、将来的にはランビエン生物圏保護区（BR）に隣接する保護地域も含めたプラットフォーム構築を視野に入れて体制整備を行うことが重要である。

(11) UNESCO 人と生物圏プログラム（MAB）について

ランビエン BR は、2015 年 6 月の UNESCO MAB 総会において正式に BR として登録された。それを受け、ベトナム側が主体的に関連活動を開始している可能性も高いことから、現地最新状況を確認の上、業務計画の策定を行う必要がある。また、ベトナム国家 MAB 委員会とも密に連携の上、他 MAB 管理計画策定・実施上の教訓を活かすとともに、効果的な広報の観点から、同委員会を通じた積極的な情報発信についても併せて検討する。

(12) 地域住民の良質な金融サービスアクセス状況と PFES 資金の有効活用について

持続的森林資源管理に向けては、森林資源への依存を緩和する方向での地域住民の生計の安定・向上が不可欠である。また、そのためには住民が良質かつ利便性の高い金融サービスにアクセスできることが肝要である。よって、成果 2 および 3 の社会経済調査においては、対象地域の住民の金融サービスニーズと利用状況、提供されているサービスの質や課題等も検討する必要がある。

他方、ベトナムにおいては、水源の上流域にある森林を健全に管理していく資金を利用者が負担するというコンセプトのもとに、森林環境サービス支払い（PFES）という制度がある。資金源としては、水力発電、水道、観光による支払い等があるが、中でも水力発電による資金は多くの部分を占める。北西部は水源林として重要な森林を抱え、PFES 支払実績全体の約 32%を占める。また、豊かな森林生態系を有する中部高原のラムドン省は全体の約 18%を占め、本プロジェクトの対象地域の 5 省で国全体の PFES 支払い実績金額の約半分を占める。PFES はベトナム自国の資金であり、森林保全に対する持続的な資金源確保という観点から非常に重要である。よって、同じく成果 2、3 の社会経済調査において、対象地域の PFES 支払い状況・方法、関係機関、受益者、受け取り資金の用途等も把握し、PFES 支払がある地域とない地域における地域住民の小口金融サービスアクセス改善法、村落基金

の必要性、機能等を検討しながら、有効な生計向上あるいは便益配分制度（BSM）関連活動を選定していく必要がある。

今回、プロポーザルにおいては、まずはこれらの調査に係る業務を含めること、また、生計向上／金融サービスの団員がこれらの分野を担うこととし、調査の結果を受けてさらなる支援業務の追加の必要性が認められた場合には、別途協議し、必要に応じて契約変更等を行う。

(13) セーフガードおよびジェンダー社会配慮

成果 2 における国および省レベルの REDD+支援においては、UNFCCC で合意されているセーフガード要件、一般的要求事項として認識されているジェンダーや社会的弱者への配慮を十分に促す形で支援を行うこととする。関連して、国レベルでのセーフガード体制や情報システム構築の動向、他ドナーの対応に留意し、JICA 支援事業が本側面で過不足ない対応をすることが求められる。特に、北西部 4 省での REDD+取り組みにおいては、ディエンビエン省での経験にセーフガードやジェンダー社会配慮の観点をより発展させた形で取り込み、支援を行う。

成果 3 ではベトナムの従来保護区管理（特別利用林、保全林等）に、UNESCO に登録されている生物圏保護区の管理という新たな要素が加わることになる。また、先行案件では対象としていなかったコアゾーン（公園内）の協働管理や、エコツーリズム開発の推進も支援対象となっている。これらの観点から、セーフガードやジェンダー社会配慮の視点を組み込んだアプローチが求められる。

なお、プロポーザル作成にあたっては、成果 2 及び成果 3 における本側面配慮活動の計画、手法を明記すること。

(14) 関係者向けワークショップの開催

ベトナム政府関係機関及び関連ドナー等への情報共有及びプロジェクト成果の普及、広報を目的としたワークショップをプロジェクト期間中、適宜、開催することを想定している。資料作成、議事録の作成、プレゼンテーション実施等のワークショップ開催に必要な業務を長期専門家と協力して行うこと。また、JICA ベトナム事務所と協力し、広く参加者を呼び掛けることが望まれる。

なお、これらワークショップ開催の計画及び費用負担は長期専門家が主体となって行うが、コンサルタントは業務を通じて得られた知見等の提供を役割とする。

(15) 本邦研修に係る業務

本プロジェクトでは、中央政府及び地方政府の自然資源管理に関する C/P 職員の能力向上を図る観点から、コンサルタント契約の中で成果 2 及び成果 3 の C/P を対象とした本邦研修を、全体契約期間中に 4 回、1 回あたり 5 名程度、期間は 2 週間程度を計画している。研修の計画・実施にあたっては、コンサルタントは本業務の趣旨を十分に理解し、長期専門家及び C/P と協議の上、研修計画を作成し、JICA の合意を得た上で研修を実施する。なお、

研修実施に際しては、研修監理と受入にかかる業務は JICA が実施し、研修実施の部分のみを担うこととなる。当該業務に係る経費に関しては「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン（2014 年 4 月）」を適宜参照の上、積算を行うこと。

(16) 資機材調達等に係る業務

本プロジェクトにおいては、これまでの技術協力プロジェクトにより供与した機材を活用することを前提としている。コンサルタントは業務開始後に長期専門家及び C/P と最終的な機材（ソフトウェア含む）、数量、仕様等について調整を行い、必要性が認められるものについて JICA に供与機材計画案を提出する。同計画案では、必要に応じ JICA 調達分とコンサルタント調達分を分けて提案することとし、コンサルタント調達分については、「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン（2012 年 4 月）」に基づいて調達を行う。本経費については、別見積にて積算すること。

(17) 広報活動、国際会議等への参加

本協力の意義、活動内容とその成果をベトナム・日本両国の国民各層に正しく理解してもらえよう、プロジェクトホームページ作成（和文、英文、越文）、JICA 及びベトナム側メディア、日本メディアへのプロジェクト活動や成果のプレスリリース、プロジェクト関連報道・広報記事の集計・分析等を長期専門家と相談の上で行う。これらの活動は長期専門家が主体となって行うが、コンサルタントは求めに応じてコンテンツの提供を行うこと。また、ODA モニター、教師海外研修等の受け入れに関しては、長期専門家および JICA 事務所と相談の上必要な対応を取ること。

また、本プロジェクトの取り組みを、UNFCCC、生物多様性条約（UNCBD）の COP 等の国際会議や国際ワークショップを活用して情報発信することは、広報の観点に加えて C/P の能力強化の観点、さらに本業務へ有益な情報とフィードバックを得るという目的からも重要であり、長期専門家と相談の上で検討することとする。現時点では、便宜的に全体を通じて 6 回（各期 3 回）の国際会議参加の直接経費（航空賃、日当宿泊費のベトナムとの差額等）を 1 回あたり 50 万円として見積もりに含めること。

(18) ローカルコンサルタント等を活用した効率的なプロジェクト実施

効率的かつ自立発展性のある支援とするために、ローカルコンサルタント等、現地リソースを最大限活用することとする。

(19) 会議の開催

本プロジェクトの円滑な実施のため、コンサルタントは長期専門家及び C/P と協力して以下の会合を含む定期会合を積極的に開催し、関係者間の認識共有、オーナーシップ醸成に努めること。

1) プロジェクト運営委員会(PSC: Project Steering Committee)

下記の目的に沿って少なくとも年 1 回開催すること。

(ア) R/D の範囲内でのプロジェクト年間計画の作成、承認

(イ) プロジェクトの進捗管理、報告

(ウ) プロジェクトの円滑な実施のために、本プロジェクトが抱える課題の検討

なお、PSC の開催計画及び費用負担は長期専門家が主体となっており、コンサルタントは業務に関連する部分において情報や資料の準備並びに報告を行うこと。

2) 合同モニタリング会合

少なくとも 6 か月毎に、PDM の指標、PO の進捗等のモニタリングのための会合を成果 2、成果 3 それぞれに開催すること。その際には進捗確認に加えて目標・成果達成度の検証、戦略・計画の見直し、リスク管理及びインパクト発現等の視点も踏まえること。

なお、成果 2 及び成果 3 にかかる合同モニタリング会合の開催計画及び費用負担はコンサルタントが主体となっており、プロポーザルには現時点で想定される費用を含めること。また、具体的な参加メンバーや実施頻度・時期については、長期専門家及び C/P と調整の上、確定する。モニタリングの結果は JICA 所定のモニタリング・シートにまとめ、JICA ベトナム事務所に提出すること。

経費については、カウンターパート予算が承認される前のカウンターパートの渡航費、会場費、航空賃等旅費等が想定される。現時点では、便宜的に 1 回あたり 50 万円として計 10 回分を見積もりに含めること。

3) ドナー調整会合

ベトナムでは 2001 年に森林セクター支援パートナーシップ(Forestry Sector Support Partnership: FSSP)が発足し、ベトナム政府のほか JICA を含むドナー機関、NGO 等がメンバーとなって森林セクターに関する情報共有、連携促進を図ってきたところである。しかしながら FSSP は解散することが決定しており、一方ではそれに代わる各ドナー間の連携・調整の場がどのように設定されていくか不透明な状況である。

そのような中、本プロジェクトの主要スコープである REDD+、生物多様性保全については多様なドナー、NGO 等が活動を展開しているところであり、それら関連機関との情報交換・連携は必須となっていることから、コンサルタントは長期専門家及び C/P 機関と協力して自らドナー調整会合等を主催する必要も想定される。

(20) プロジェクトの柔軟な運営

能力強化(Capacity Development)を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスや REDD+ の国際交渉の進展状況等、プロジェクトを取り巻く環境の変化に応じて、プロジェクトの活動を柔軟に改訂していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。JICA は、これら提言について遅滞なく検討し、必要な処置（先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることとする。

(21) モニタリング方法

本プロジェクトでは、本邦から別途調査団を派遣して実施する中間レビューや終了時評価を行わない予定である。コンサルタントは、JICA 所定のモニタリング・シートを活用し、長期専門家及び C/P とともに日常的に事業モニタリングを行うこととする。

その際のモニタリング事項は、活動報告のみならず、成果発現状況（上位目標への達成見込みを含む）、解決すべき実施上の課題・懸案事項、プロジェクトの進捗・成果に正または負の影響を及ぼす外部要素を含み、従来の中間レビュー及び終了時評価で実施している業務を包含する。コンサルタントは、これら業務を長期専門家及び C/P と共同で実施・確認すること。

モニタリング・シートは、「7. 成果品等」に記載されるとおり、6 か月毎の頻度で長期専門家及び C/P 機関と共同で作成し、JICA ベトナム事務所に提出することとする。

(22) JICA 本部からのモニタリング調査団

JICA は必要に応じ、案件の進捗状況モニタリングのための調査団を本部から随時派遣する。同調査の実施に当たっては、受注者は、その基礎資料として、既の実施した業務に関連して作成した資料等（「7. 成果品等」を参照）を整理・提供するとともに、実務的に可能な範囲で、現地調査において必要な便宜を供与すること。

(23) 事業の期分け

本プロジェクトは、以下の2つの契約期間に分けて実施することを想定している。

【第1期】2015年11月～2018年6月（約32か月）

【第2期】2018年7月～2020年8月（約26か月）

このため、第1期契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の要否等について JICA が指示を行い、契約交渉を経て第2期の契約書を締結することとする。

6. 業務の内容

本業務において受注者が実施する内容は、以下の通りである。このうち本契約では、第1期（2015年10月～2018年6月）に実施する業務を対象とする。

なお、上記「3. 業務の目的」に示したプロジェクト目標、成果を達成するため、JICA ベトナム事務所及び他関係機関との良好な協力体制のもと、C/P と協働して以下の各活動を実施すること。現地作業については C/P への OJT を通じた実践的な能力の向上に留意すること。以下に想定される業務内容を記載するが、業務内容を参照し、以下の項目を含んだ効果的な業務実施方法があれば、プロポーザルにて提案すること。

※以下に記載する「活動」については、「別紙2 詳細版 PDM（英語版）」に対応して記載している。

【第1期契約期間（2015年11月～2018年6月）に予定している活動】

* R/D 添付の P/O 等に基づいて記載しているが、本プロジェクトの開始後に長期専門家及び C/P と確認すること。

(1) ワーク・プラン（全体期間及び第1期原案）の作成・協議

本プロジェクトの詳細計画策定調査報告書等を踏まえ、本プロジェクトの全体像を把握するとともに、本プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン（全体期間及び第1期原案）に取りまとめる。

同プラン（原案）を基に、JICA（本部及びベトナム事務所）及び長期専門家と協議、意見交換を行い、以下に示す各業務における留意点及び必要となる作業を踏まえつつ、その修正版を作成し、ベトナム側関係者と協議、意見交換した上で、ワーク・プラン（全体期間及び第1期原案）として取りまとめ、合意することとする。

(2) 成果 1～4 に係る活動

本業務では、以下の活動番号のうち、第1期の欄を灰色としている活動を実施する。各活動のうち、無印は長期専門家の助言を得つつコンサルタントが主体となって実施するもの、■印は長期専門家の技術的バックアップを行うもの、□印は長期専門家が主体となって実施するが、適宜、必要が生じた際に技術的バックアップを行うもの、を示す。

無印 長期専門家の助言を得つつコンサルタントが主体となって実施する。

■ 長期専門家の技術的バックアップを行う。

□ 長期専門家が主体となって実施するが、適宜、必要が生じた際に技術的バックアップを行う。

活動番号	活動	第1期	第2期
1-1	□■持続的森林管理に資する政策を支援する。		
1-1-1	□森林保護開発法のレビューとドラフト作成を支援する。		
1-1-2	□森林セクター改革案決議 (No.1565/QĐ-BNN-TCLN, 08/07/2013) を推進するための行動計画の実施を支援する。		
1-1-2	□森林セクター支援パートナーシップ (FSSP) の促進を支援する。		
1-1-4	■国家 REDD+アクションプログラム (NRAP) の促進を支援する。		
	1-1-4-1 ■REDD +に関する最新国際動向の分析を支援する。		
	1-1-4-2 ■NRAP の進行状況のモニタリングを支援する。		
	1-1-4-3 ■必要に応じて、NRAP の見直しを支援する。		
1-1-5	□必要に応じて、その他森林政策を支援する。		

1-1-6		世銀等他ドナーと連携し、中部沿岸部 6 省の REDD+ 成果払い資金獲得に向けた取組を支援する。		
	1-1-6-1	FCPF-CF の排出削減プログラム計画書 (ERPD) 策定のための会議等に参加し、他ドナー等と連携方策等について協議する。		
	1-1-6-2	フエ省の省 REDD+アクションプラン作成を支援する。		
	1-1-6-3	省森林モニタリングシステムの導入に必要な技術支援を行う。		
	1-1-6-4	必要に応じ、その他の技術支援を行う。		
1-2		■森林管理情報システム (FORMIS) や国家生物多様性データベース (NBDS) のように生物多様性に関連するデータベースシステムの利活用を支援する。		
1-2-1		■森林管理情報システム (FORMIS) や国家生物多様性データベース (NBDS) のように生物多様性に関連するデータベースシステムの利活用を支援する。		
1-2-2		■関係省の生物多様性情報の蓄積を支援する。		
1-3		■持続的森林管理・REDD+に関するコンポーネント 2 の成果と、天然資源環境省との連携による生物多様性に関するコンポーネント 3 の成果の政策の形成・実施への活用を支援する。		
1-3-1		■定期的にコンポーネント 2 とコンポーネント 3 の成果を編纂する。		
1-3-2		■コンポーネント 2 とコンポーネント 3 に関連する政策概要の作成を支援する。		
2-1		ディエンビエン省における省 REDD+行動計画の実施を支援する。		
2-1-0		省プロジェクト管理ユニットを再設立する。		
2-1-1		北西部水源地域における持続可能な森林管理プロジェクト (SUSFORM-NOW) のパイロットコミュニティ (ムオンファン、ムオンムオン) の活動をモニタリングし、必要に応じて技術的な支援を行う。		
	2-1-1-1	森林パトロール、PFES 支払い、森林再生、植林、および生計向上活動等の諸活動用のモニタリング計画を作成する。		
	2-1-1-2	2-1-1-1 に基づいてモニタリングを行い、その結果を		

		評価する。		
	2-1-1-3	C/P にモニタリング・評価の結果への意見を提供する。		
	2-1-1-4	必要に応じて、C/P への技術支援を行う。		
2-1-2		新しく選出されたパイロットコミュニティにおいて省 REDD+アクションプランに基づく REDD+活動を計画・実施する。		
	2-1-2-1	新たなパイロットコミュニティを選定する。		
	2-1-2-2	パイロットコミュニティにて社会経済調査を実施する。		
	2-1-2-3	パイロットコミュニティ森林マップを作成する。		
	2-1-2-4	パイロットコミュニティの村落境界を画定する。		
	2-1-2-5	パイロットコミュニティ用の REDD +導入ワークショップを開催する。		
	2-1-2-6	パイロットコミュニティ用の REDD +実施協定を策定する。		
	2-1-2-7	ファシリテーター研修を実施する。		
	2-1-2-8	森林管理計画（FMP）および生計向上計画（LDP）を完成させるため、一連の村落会議を開催する。		
	2-1-2-9	CPC により各 FMP/LDP が承認される。		
	2-1-2-10	2-1-2-9 に基づき、森林保全、森林再生、植林等の森林管理活動を実施する。		
	2-1-2-11	2-1-2-9 に基づき、村落生計向上活動を実施する。		
	2-1-2-12	森林レンジャー/森林管理委員会職員および普及員により村落森林管理および生計向上活動のモニタリングを行う。		
	2-1-2-13	金融へのアクセス性が向上するよう住民を支援する。		
	2-1-2-14	REDD+活動の成果をモニターし評価する。		
2-1-3		省森林モニタリングシステム（PFMS）の実施能力を高める。		
	2-1-3-1	SUSFORM-NOW により確立された PFMS をレビューする。		
	2-1-3-2	PFMS を運用する職員の研修ニーズを評価する。		
	2-1-3-3	PFMS を運用する人員の能力育成用研修プログラムを準備する。		
	2-1-3-4	2-1-3-3 に基づく研修コースを実施する。		

	2-1-3-5	必要に応じて、PFMS 関連のガイドラインやマニュアルを見直す。		
	2-1-3-6	PFMS を中央の森林情報システム (FORMIS) と調整する。		
2-1-4		知見と経験の 3 省 (ライチャウ、ソンラ、ホアビン) との共有を促進する。		
	2-1-4-1	SUSFORM-NOW の活動に基づいて、北西部 3 省への研修計画を作成する。		
	2-1-4-2	2-1-4-1 に基づく研修コースやワークショップを実施する。		
2-1-5		必要なフォローアップ活動を実施する。		
2-1-6		省内他地域での将来の REDD+活動に活用できるように2-1-1から2-1-5の活動による成果と教訓を取り纏める。		
2-2		ライチャウ省、ソンラ省、ホアビン省における省 REDD+行動計画の策定・実施を支援する。		
2-2-1		3 省で省プロジェクト管理ユニットを設立する		
2-2-2		各省で必要な情報を集めて分析する。		
	2-2-2-1	自然環境/社会経済調査を実施する。		
	2-2-2-2	森林面積の変化、森林減少ドライバー分析、省森林保護・開発計画 (FPDP) を含む森林計画・事業の進捗状況や予算等の森林の状況および関連政策に関するデータや情報を収集し分析する。		
2-2-3		各省のパイロットサイトで REDD+活動を計画・実施する。		
	2-2-3-1	パイロットサイトの選択基準を作成し、その基準に基づいてパイロットサイトを選定する。		
	2-2-3-2	パイロットサイト内で社会経済調査を実施する。		
	2-2-3-3	パイロットサイト森林マップを作成する。		
	2-2-3-4	パイロットサイトの村落境界を画定する。		
	2-2-3-5	パイロットサイト用の REDD +導入ワークショップを開催する。		
	2-2-3-6	パイロットサイト用の REDD +実施協定を策定する。		
	2-2-3-7	ファシリテーター用研修を実施する。		
	2-2-3-8	FMP/LDP を完成させるため、一連の村落会議を開催する。		

	2-2-3-9	CPCにより各FMP/LDPが承認される。		
	2-2-3-10	2-2-3-9に基づき、森林保全、森林再生、植林等の森林管理活動を実施する。		
	2-2-3-11	2-2-3-9に基づき、村落生計向上活動を実施する。		
	2-2-3-12	森林レンジャー/森林管理委員会職員および普及員により村落森林管理および生計改善活動のモニタリングを行う。		
	2-2-3-13	金融へのアクセス性が向上するよう住民を支援する。		
	2-2-3-14	REDD+活動の成果をモニターし評価する。		
2-2-4		各省で省森林モニタリングシステム（PFMS）の実施能力を高める。		
	2-2-4-1	PFMS作業部会を設置する。		
	2-2-4-2	PFMSを運用する職員の研修ニーズを評価する。		
	2-2-4-3	PFMSを運用する人員の能力育成用研修プログラムを準備する。		
	2-2-4-4	2-2-4-3に基づく研修コースを実施する。		
	2-2-4-5	必要に応じて、PFMS関連のガイドラインやマニュアルを見直す。		
2-2-5		各省で省REDD+アクションプランを策定する。		
	2-2-5-1	3省によるREDD+導入合同ワークショップを開催する。		
	2-2-5-2	各省でPRAPを策定するための作業部会を設置する。		
	2-2-5-3	PRAP策定用のロードマップ案を作成する。		
	2-2-5-4	達成目標を含むPRAP概要を策定する。		
	2-2-5-5	各作業および各作業担当省の関連する部門を特定し、同意する。		
	2-2-5-6	PRAP下で実施されるFPDP活動の推進計画を策定する。		
	2-2-5-7	現行のPFMSを見直し、PRAP下に施行すべき改訂版PFMSを考案する。		
	2-2-5-8	PRAP下で実施する生計向上計画を定める。		
	2-2-5-9	PRAPに含まれるべきセーフガードポリシーを定める。		
	2-2-5-10	PRAP下で実施する関係者の能力育成計画を策定する。		

	2-2-5-11	PRAP 下で実施する活動を行うための潜在的な資金源を特定する。		
	2-2-5-12	PRAP の実施体制を明確にする。		
	2-2-5-13	VNFOREST の承認を得るべく最終草案 PRAP を作成する。		
	2-2-5-14	正式な承認を得るべく PPC に PRAP 最終草案を提出する。		
2-2-6		必要なフォローアップ活動を実施する。		
2-2-7		各省内他地域での将来の REDD+活動に活用できるように2-2-1から2-2-6の活動による成果と教訓を取り纏める。		
3-0-1		LB-BR の進捗状況や現状を確認する。		
3-0-2		インセプション・レポートを作成する。		
3-0-3		作業部会を含むコンポーネントの実施体制設立のため、第1回 PPMU 会議を招集する。		
3-1		LB-BR の管理と運営に必要な制度的枠組み（総合的な協働生態系管理フレームワーク）を整備する		
	3-1-1	管理委員会及び構成委員/ユニットの役割と責任を定めた法的文書とともに、生物圏管理組織を構築する。		
	3-1-2	コア及びバッファゾーンにおける主要関係者及びコミュニティ/村落の指導者との一連の協議会開催を促進する。		
	3-1-3	LB-BR の BR 管理委員会委員に MAB 計画に関する助言・オリエンテーションを行う。		
	3-1-4	LB-BR の自然、社会経済、および管理に係る既存データを収集する。		
	3-1-5	LB-BR において必要な主題別地図（行政、地形、土地利用状況、植生被覆およびゾーニング）を検討・作成する。		
	3-1-6	LB-BR に対する5年間の管理計画を策定する。		
	3-1-7	管理計画を実施するためのメンバー組織の活動や取り組みを調整する。		
	3-1-8	管理計画実施の進捗状況を定期的にモニターし評価する。		
	3-1-9	隣接省（ダクラク、ニントウアン、カンホア）における隣接森林地域内の森林所有者および DARD との		

		情報共有ワークショップを実施する。		
	3-1-10	MAB 計画の知識を深めるために、近隣省の関係者向けに BNBPNP において技術研修コースを実施する。		
	3-1-11	隣接省の隣接保護区域を網羅すべく LB-BR を拡大するための（5 ヶ年管理計画を含む）ロードマップを策定する。		
3-2		LB-BR のコア及びバッファゾーンにおける森林生態系の保全ツールとしての便益配分メカニズム（BSM）を含んだ協働管理合意書（CMA）を改訂する。		
	3-2-1	先行 JICA プロジェクトにより導入・開発された便益配分メカニズム（BSM）および協働管理契約（CMA）並びにベトナムで実証されている BSM や CMA のその他の事例を確認する。		
	3-2-2	環境保全型生計向上手段（EFLO）による生産物の量および/または品質の改善を通じて収入向上が可能な潜在的作物/選択肢を特定する。		
	3-2-3	更なる観光客を誘致するために、住民主導型エコツーリズム（CBET）を改善・改良する。		
	3-2-4	LB-BR での地元産物のための（人間と生物圏計画（MAB）の表示を含む）マーケティング戦略を策定する。		
	3-2-5	PFES やその他の可能性のある便益を活用しながら BSM を含んだ CMA を改良および/または開発する。		
	3-2-6	LB-BR（ビズップ・ヌイバ国立公園およびダニム流域保全林）のコア及びバッファゾーンにおいて BSM を含んだ改良後の CMA を試行するためのガイドラインを作成する。		
	3-2-7	CMA/BSM の試行に関するガイドラインについて PPC からの承認を取得する。		
	3-2-8	対象/パイロット村落の潜在的な作物におけるファーマー・フィールド・スクール（FFS）および/または CBET を含む BSM を備えた CMA の試行を行う。		
	3-2-9	試行実施の結果をモニターし評価する。		
	3-2-10	協働管理に関連する機関の職員に対し、CMA、BSM、CBET、および EFLO に関する Off-JT 型および OJT 型の研修コースを実施する。		
	3-2-11	既存のガイドライン/マニュアルの改訂、或いは		

		3-2-10 に記載したトピックに関する新たなガイドライン/マニュアルを作成する。		
	3-2-12	LB-BR のコア及びバッファゾーンにおける BSM を含んだ CMA の導入/促進のための法的文書を策定し、PPC による承認を得るため BR 管理委員会に提出する。		
3-3		LB-BR のコア及びバッファゾーン管理のために森林及び生物多様性モニタリング結果の活用を推進する。		
	3-3-1	現行の森林及び生物多様性モニタリング体制を確認する。		
	3-3-2	LB-BR のコア及びバッファゾーンを網羅する既存の森林インベントリーデータを確認する。		
	3-3-3	コア及びバッファゾーン内の森林植生のベースラインデータを分析し、植生地図を作成する。		
	3-3-4	生物多様性基礎調査を実施し、特にコアゾーンにおける固有種及び絶滅危惧種等の動植物データを収集する。		
	3-3-5	基礎調査により収集されたデータを分析し、コアゾーンにおける生物多様性モニタリングのために指標種及びその生息地を特定する。		
	3-3-6	SMART/FORMIS 及び JICA の NBDS Project により開発されたガイドラインを参考に、モニタリング用の陸域生態系の生物多様性データ（指標）を収集するための手法論/調査マニュアルを作成する。		
	3-3-7	DONRE 及びその他の関係者と共同で開発した方法論を用いながら生物多様性データを収集するためのモニタリング調査を実施する。		
	3-3-8	FORMIS 用に農村開発省森林総局にビズップ・ヌイバ国立公園の生物多様性データを提出し、DONRE と連携の上 MONRE の NBDS に同データを格納する。		
	3-3-9	森林保全契約の下にある森林の状況/状態をモニターするための既存の手法を確認し、ビズップ・ヌイバ国立公園管理委員会/ダニム流域保全林管理委員会を対象/パイロット村落の地域住民とともに契約の結果を検証することができるように同手法を改訂する。		

	3-3-10	関連するメンバー組織の職員用に森林モニタリング、生物多様性モニタリング、データベースシステム管理に係る Off-JT 及び OJT 型の研修を実施する。		
	3-3-11	既存のガイドライン/マニュアルを改訂する、或いは 3-3-10 に記載されたトピックに関する新たなガイドライン/マニュアルを作成する。		
	3-3-12	3-3-9 で改訂された手法を用いた参加型森林モニタリングを実施する。		
	3-3-13	参加型森林モニタリングの結果を森林保全契約 (PFES 契約) の評価と検証に使用する。あ		
4-1		■プロジェクトにより生成されたデータや情報の森林管理情報システム (FORMIS) へのリンクおよび/または統合を支援する。		
	4-1-1	■FORMIS にリンクおよび/または統合すべきプロジェクトで生成されたデータおよび情報の識別を支援する。		
	4-1-2	■4-1-1 のデータや情報の FORMIS へのリンクおよび/または統合を支援する。		
4-2		■プロジェクトの成果と学んだ教訓を当該関係者と共有する。		
	4-2-1	■プロジェクトの成果と学んだ教訓を編纂する。		
	4-2-2	■4-2-1 の情報を当該関係者と共有する手段を識別する。		
	4-2-3	■4-2-2 に基づき情報の共有を支援する。		
4-3		■プロジェクトの結果を広報する。		
	4-3-1	■プロジェクトの結果を編纂する。		
	4-3-2	■4-3-1 の情報の広報手段を特定する。		
	4-3-3	■4-3-2 に基づき情報の公開を支援する。		

(3) 業務完了報告書 (第 1 期) の作成

第 1 期の終了時にコンサルタントが実際に実施した業務をまとめた業務完了報告書 (第 1 期) を作成し、JICA へ提出する。作成にあたっては、C/P の確認に加えて、長期専門家にも内容を共有すること。

【第 2 期契約期間 (2018 年 7 月～2020 年 8 月) に予定している活動】

- * R/D 添付の P/O 等に基づいて記載しているが、本プロジェクトの開始後に長期専門家及び C/P と確認すること。

(4) ワーク・プラン（第2期原案）の作成・協議

第1期の成果等を踏まえ、第2期における本プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン（第2期原案）に取りまとめる。

同プラン（原案）を基に、JICA（本部及びベトナム事務所）及び長期専門家と協議、意見交換を行い、以下に示す各業務における留意点及び必要となる作業を踏まえつつ、その修正版を作成し、ベトナム側関係者と協議、意見交換した上で、ワーク・プラン（第2期原案）として取りまとめ、合意することとする。

(5) 成果1～4に係る活動

上記「(2) 成果1～4に係る活動」に記載の活動番号のうち、第2期の欄を灰色としている活動を実施する。各活動のうち、無印は長期専門家の助言を得つつコンサルタントが主体となって実施するもの、■印は長期専門家の技術的バックアップを行うもの、□印は長期専門家が主体となって実施するが、適宜、必要が生じた際に技術的バックアップを行うもの、を示す。

(6) 業務完了報告書（全体）の作成

案件終了2か月前に先方 C/P 機関と共同でコンサルタントが実際に実施した業務をまとめた業務完了報告書案を作成し、JICA ベトナム事務所及び JICA 地球環境部に提出する。作成にあたっては、長期専門家へも内容を共有すること。JICA のコメント及び本プロジェクト終了時に実施する JCC での合同レビューの結果を踏まえ、報告書を修正し、最終版として JICA に提出すること。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。本契約の成果品は、第1期は業務完了報告書（第1期）、第2期は業務完了報告書（全体）とする。

成果品	提出時期等	言語・部数
第1期（2015年11月～2018年6月）		
業務計画書（全体期間及び第1期） * 共通仕様書の規定に基づく	契約締結から起算して10営業日以内	和文3部
ワーク・プラン （全体期間及び第1期）	案件着手時（1か月以内）	英文10部 ベトナム語 10部 CD-R1枚
モニタリング・シート Ver.1	案件着手時（1か月以内）	
モニタリング・シート Ver.2	Ver.1提出の6カ月後（2015年6月）	
モニタリング・シート Ver.3	Ver.2提出の6カ月後（2015年12月）	
モニタリング・シート Ver.4	Ver.3提出の6カ月後（2016年6月）	

モニタリング・シート Ver. 5	Ver. 4 提出の 6 カ月後 (2016 年 12 月)	
モニタリング・シート Ver. 6	Ver. 5 提出の 6 カ月後 (2017 年 6 月)	
業務完了報告書 (第 1 期)	第 1 期契約期間 終了時	英文 10 部 和文 10 部 ベトナム語 10 部 CD-R 3 枚
第 2 期 (2018 年 7 月～2020 年 8 月)		
業務計画書 (第 2 期) * 共通仕様書の規定に基づく	契約締結から起算して 10 営業日以内	和文 3 部
ワーク・プラン (第 2 期)	案件着手時 (1 か月以内)	英文 10 部 ベトナム語 10 部 CD-R 3 枚
モニタリング・シート Ver. 6	Ver. 5 提出の 6 カ月後 (2017 年 12 月)	
モニタリング・シート Ver. 7	Ver. 6 提出の 6 カ月後 (2018 年 6 月)	
モニタリング・シート Ver. 8	Ver. 7 提出の 6 カ月後 (2018 年 12 月)	
モニタリング・シート Ver. 9	Ver. 8 提出の 6 カ月後 (2019 年 6 月)	
モニタリング・シート Ver. 10	Ver. 9 提出の 6 カ月後 (2019 年 12 月)	
モニタリング・シート Ver. 11	案件終了 2 か月前 (2020 年 6 月)	
業務完了報告書 (全体)	案件終了時	英文 10 部 和文 10 部 ベトナム語 10 部 CD-R 3 枚

業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本(ホチキス留め可)とする。報告書等の仕様、印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2014年11月)」を参照する。

1) モニタリング・シート

モニタリング・シートの記載項目は、以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定にあたっては JICA と受注者で協議、確認する。なお、添付するモニタリング・シート I 及び II は PDM と PO をモニタリング用に編集したものとする。

I. Summary

1 Progress

1-1 Progress of Inputs

1-2 Progress of Activities

1-3 Achievement of Output

1-4 Achievement of the Project Purpose

- 1-5 Changes of Risks and Actions for Mitigation
 - 1-6 Progress of Actions undertaken by JICA
 - 1-7 Progress of Actions undertaken by the Laos side
 - 1-8 Progress of Environmental and Social Considerations (if applicable)
 - 1-9 Progress of Considerations on Gender/Peace Building/Poverty Reduction (if applicable)
 - 1-10 Other remarkable/considerable issues related/affect to the project (such as other JICA's projects, activities of counterparts, other donors, private sectors, NGOs etc.)
 - 2 Delay of Work Schedule and/or Problems (if any)
 - 2-1 Detail
 - 2-2 Cause
 - 2-3 Action to be taken
 - 2-4 Roles of Responsible Persons/Organization (JICA, DFRM, DOF, etc.)
 - 3 Modification of the Project Implementation Plan
 - 3-1 PO
 - 3-2 Other modifications on detailed implementation plan
 - 4 Preparation of the Laos side toward after completion of the Project
- II. Project Monitoring Sheet I & II (as Attached)

2) 業務完了報告書

業務完了報告書の記載項目は以下の通りとする。最終的な記載項目の確定に際しては、JICA と受注者で協議、確認する。

- I. Basic Information of the Project
 - 1. Country
 - 2. Title of the Project
 - 3. Duration of the Project (Planned and Actual)
 - 4. Background (from Record of Discussions(R/D))
 - 5. Overall Goal and Project Purpose (from Record of Discussions(R/D))
 - 6. Implementing Agency
- II. Results of the Project
 - 1. Results of the Project
 - 1-1 Input by the Japanese side (Planned and Actual)
 - 1-2 Input by the Laos side (Planned and Actual)
 - 1-3 Activities (Planned and Actual)
 - 2. Achievements of the Project
 - 2-1 Outputs and indicators (Target values and actual values achieved at completion)
 - 2-2 Project Purpose and indicators
(Target values and actual values achieved at completion)

3. History of PDM Modification

4. Others

4-1 Results of Environmental and Social Considerations (if applicable)

4-2 Results of Considerations on Gender/Peace Building/Poverty Reduction
(if applicable)

III. Results of Joint Review

1. Results of Review based on DAC Evaluation Criteria

2. Key Factors Affecting Implementation and Outcomes

3. Evaluation on the results of the Project Risk Management

4. Lessons Learnt

IV. For the Achievement of Overall Goals after the Project Completion

1. Prospects to achieve Overall Goal

2. Plan of Operation and Implementation Structure of the Laos side to achieve Overall Goal

3. Recommendations for the Laos side

4. Monitoring Plan from the end of the Project to Ex-post Evaluation

ANNEX 1: Results of the Project

(List of Dispatched Experts, List of Counterparts, List of Trainings, etc.)

ANNEX 2: List of Products (Report, Manuals, Handbooks, etc.) Produced by the Project

ANNEX 3: PDM (All versions of PDM)

ANNEX 4: R/D, M/M, Minutes of JCC (copy)

ANNEX 5: Monitoring Sheet (copy)

Separate Volume: Copy of Products Produced by the Project

(2) コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内及び海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付の上、JICAに提出する。

- 1) 今月の進捗、来月の計画及び当面の課題
- 2) 活動に関する写真
- 3) 業務フローチャート

(3) 技術協力成果品、収集資料等

業務進捗報告書及び業務完了報告書には、C/Pと合同で作成した技術協力成果品、契約期間中に収集した資料・データ及びリスト式（JICA図書館の定型フォーム）を添付すること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務の工程計画

本業務は2015年11月中旬に開始し、57か月後の2020年8月を終了の目途とする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

【第1期】 現地業務：約168MM 国内作業：約2MM

【全体】 現地業務：約206MM 国内作業：約4MM

(2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）は以下の通り。

業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。なお、指示書に記載された格付目安を超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括／持続的森林管理（2号）
- 2) 協働管理（3号）
- 3) REDD+行動計画作成（3号）
- 4) 衛星画像解析／森林モニタリングシステム
- 5) 生計向上活動
- 6) 農村経済／金融サービスアクセス改善／森林環境サービス支払い
- 7) ジェンダー社会配慮
- 8) 業務調整／森林管理
- 9) 業務調整／協働管理
- 10) エコツーリズム
- 11) 森林生態系管理／生物多様性モニタリング

3. 相手国側の便宜供与

討議議事録（R/D）を参照のこと。

4. 参考資料等

(1) 配布資料

- ① 「ベトナム国持続的自然資源管理プロジェクト」詳細計画策定結果
- ② 「ベトナム国持続的自然資源管理プロジェクト」詳細計画策定調査 持続的森林管理1
／評価分析担当報告書
- ③ 「ベトナム国持続的自然資源管理プロジェクト」詳細計画策定調査 持続的森林管理2
／有償資金協力可能性調査報告書

- ④「ベトナム国持続的自然資源管理プロジェクト」詳細計画策定調査 生物多様性保全担当報告書
- ⑤「ベトナム国持続的自然資源管理プロジェクト」R/D
- ⑥「ベトナム国北西部水源地域における持続可能な森林管理プロジェクト」終了時評価調査報告書（案）

(2) 公開資料（JICA Web サイトより入手可）

- ・ベトナム国「ビズップ・ヌイバ国立公園管理能力強化プロジェクト」終了時評価調査報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000017221.html>)
- ・ベトナム国「国家生物多様性データベースシステム開発プロジェクト」事業完了報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000021086.html>)
- ・ベトナム国「ディエンビエン省 REDD+パイロットプロジェクト」ファイナルレポート
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014822.html>)
- ・ベトナム国「持続的自然資源管理プロジェクト」事業事前評価表
(http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_1400626_1_s.pdf)

5. 現地再委託

本業務においては、業務の効率性、経済性等の観点から可能な限り現地再委託を活用することとする。想定される再委託事業について、必要と判断する理由とともにプロポーザルの中で提案すること。また、現地再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲で具体的な提案を行うこと。

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2012年4月）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこととする。

なお、現地再委託に係る経費は本見積とする。

6. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、JICA ベトナム事務所、在ベトナム日本国大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のためベトナム関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、JICA ベトナム事務所と常時連絡が取れる体制を構築し、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。

7. 複数年度契約

本業務においては、当年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

8. 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

－以 上－

